

芦屋市グループホーム利用者家賃負担軽減事業について(請求)

グループホーム家賃助成の請求について

助成金は、実施に利用者が支払った額を市が確認したうえで支払う必要があるため、事後払い（利用者が家賃を支払った後の支払い）となります。

助成金の請求は、利用者の委任を受けた事業者が請求・受領を行う受任払い方式を原則とします。ただし家賃満額を利用者が支払っている場合は本人受領も可能とします。

1. 請求方法 (1)事業所払い (事業者による代理請求・代理受領)

請求内訳

利用者は、家賃相当額から「補足給付決定額(10,000 円)」と「グループホーム家賃助成額」を除いた額を事業所に支払う

上記がわかる領収書及び請求書を以て、事業所へグループホーム家賃助成額を芦屋市から支給します。

$$\text{利用者の負担額} = \text{家賃} - (\text{補足給付} + \text{家賃助成額})$$

事業所：補足給付 → 国保連請求

家賃助成額相当 → 芦屋市に家賃助成額請求

請求時に必要な書類

①様式4号（グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状）

②領収書

（本来の家賃額①）－（「補足給付額②」+「GH家賃助成額③」）（①－（②+③））を明記

③債権者登録用紙（※初回のみ・芦屋市に事業所の口座登録がない事業所）

【例】家賃額が月額 30,000 円の場合 [家賃助成 事業所払いの例]

① 事業者は利用者から軽減後の家賃額 10,000 円（※）を徴収する。

※市から利用者への助成額は、 $(30,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 10,000 \text{ 円}$ となることから、事業者は、本来の家賃額 30,000 円から補足給付 10,000 円及び助成額 10,000 円を差し引いた金額 10,000 円を家賃として利用者から徴収することになる。

② 事業者は、「軽減前の家賃額 30,000 円」「補足給付 10,000 円」「市助成額 10,000 円」「実際に徴収する家賃額 10,000 円」を明記した領収書を利用者に交付する。

③ 事業者は領収書の控えを添えて助成金を請求し、市は助成金として 10,000 円 $((30,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円}) \times 1/2)$ を支払う。

1. 請求方法（2）本人払い

請求内訳

利用者は、家賃額から「補足給付決定額（10,000 円）」を除いた額を事業所に支払い、
上記がわかる領収書及び請求書を以て、利用者本人へグループホーム家賃助成額を芦屋市から支給します。

利用者の負担額 = **家賃** - **（補足給付）**

利用者：家賃助成額 ➡ 芦屋市に請求

事業所：補足給付 ➡ 国保連請求

請求時に必要な書類

①様式3号（グループホーム家賃助成金請求書）

②領収書

（本来の家賃額①）－（「補足給付額②」） ※（①－②）を明記

【例】家賃額が月額 30,000 円 [家賃助成 本人払いの例]

- ① 事業者は利用者から補足給付控除後の家賃額 20,000 円（※）を徴収する。
- ② 事業者は、「軽減前の家賃額 30,000 円」から「補足給付 10,000 円」を控除した徴収額 20,000 円を明記した領収書を利用者に交付する。
- ③ 利用者は領収書の控えを添えて助成金を請求し、市は助成金として 10,000 円（（30,000 円－10,000 円）×1/2）を利用者へ支払う。

2 請求対象期間

以下の通り、3か月ごとの請求をお願いします。

3月～5月分(3か月分)／6月～8月分(3か月分)／9月～11月分(3か月分)／12月～2月分(3か月分)

3. 提出期限 ・ 支払日

最終請求月の翌月15日（土日祝日の場合は前倒し）※

➡ 当該締め切り分についての、支払い予定日は翌月の10日～15日前後 ※詳細下記

年度末は必ず厳守いただきますようお願いいたします。（12～2月分は、3月15日※）

対象期間	請求書提出期限	事業所 支払日	利用者 支払日
3月～5月分	6月15日 ※	7月15日	7月15日前後の木曜日
6月～8月分	9月15日 ※	10月15日	10月15日前後の木曜日
9月～11月分	12月15日 ※	1月15日	1月15日前後の木曜日
12月～2月分	3月15日 ※	4月15日	4月15日前後の木曜日

4. 提出先・問合せ先

芦屋市 障がい福祉課（TEL）0797-38-2043（MAIL）syougai-fukushi@city.ashiya.lg.jp